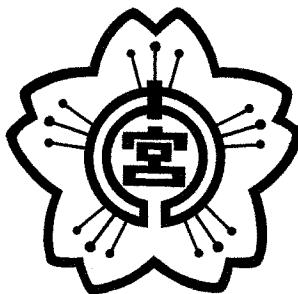


# 枚方市立中宮小学校

## 危機管理マニュアル



### 改訂履歴

改訂①：令和5年6月1日

改訂②：令和5年9月1日

改定③：令和6年4月30日

## ◆ 危機管理マニュアルの目的と位置付け

### (1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

## ◆ 危機管理の基本方針

### 本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 子供の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

## 目次

(1) 学校の防犯及び防災計画について ······	1
(2) 防犯体制と緊急時の対応について ······	4
(3) 緊急時における避難経路と組織等について ······	20
(4) 学校における対策組織・体制と避難所としての対応 ···	24
(5) 防犯、防災、安全教育について ······	26
(6) 水泳指導安全マニュアル ······	32
(7) 理科室で緊急事態が起きたときの対応 ······	36
(8) 緊急情報（Jアラート）が発信された際の対応 ······	38

# (1) 学校の防犯及び防災計画について

## ①火災に対して

### ◎ 平常時の注意

ア 火気、電気、ガス、薬品などについて発火、引火の際に危険がないように設備と取扱いについて注意。

イ 非常口を点検し年度初めに児童とともに避難経路を確認する。

ウ 消火栓の点検と消火器具の機能保全に努める。

エ 消火器、防火用バケツを点検する。

- ・ 避難方法 火災の報告をうけた場合は、一切の学習行事を中止し発生状況により臨時に避難通路を設定、冷静敏速に避難させる。避難順序及び通路は原則として別紙要項による。但し火災発生状況により変更される。

- ・ 避難訓練（3学期）

### ◎ 避難訓練（火災）計画（案）

ア 日 時 1月24日（木） 9：35～10：20（雨天1月25日）

イ 目 的 火災予防に対しては、常時注意し、本校及び近隣に万一火災発生の場合は、全職員一致協力して児童避難、初期消火に当り、万全を期す。

ウ 組 織	・総 指 握……校長	・通 報 連 絡 ……教頭
	・避難誘導……各学年担任 全職員	・重要物品運搬……教頭 担任外
	・救 護……養護教諭	・消 火……全職員

### エ 避難・集合について

- ・ 事前指導

- ・ 訓練

- 消火場所を（給食調理場）と想定する。
- 放送により、火災発生を知らせ、避難の指示をする。
- 放送が入ったら学習を中止し、避難経路を通って上靴のまま避難する。
- ハンカチなど口を覆うものがあれば、鼻や口をおさえ、身体を低くして、避難する。
- 運動場北側に集合。集会隊形をとる。
- 直ちに人員点呼をし、クラスごとにまとめて校長に報告する。
- 避難終了後、校長先生からのお話を聞く。
- 避難訓練報告を作成し消防署の指導を受ける。

### オ 避難時の留意点

- ・ 放送をしっかりと聞き、その指示に従う。
- ・ ガスの元栓を確認し電灯を消す。
- ・ カーテンを開け、窓を閉める。
- ・ 廊下に並び順序よく避難する。
- ・ 各出口から 1・2・3階の順に出る。
- ・ 最後の担任が残留児童を確認し、防火扉を閉める。

### カ その他

- ・ 教室（特別教室も）前には、常時水を入れたバケツを置く。
- ・ 集合場所 運動場北側に集合、集会隊形をとる。
- ・ 直ちに人員点呼（出席簿持ち出し、クラスでまとめて校長に報告する）。  
人員に異常のないときは、各学年児童指導者2名を除き、他は前述の任に協力する。

## ② 地震に対して

- ◎ 避難方法 学校長は、随時の指示を担任に伝える。  
各担任は児童を掌握し、冷静に指示を与える。
- ◎ 避難訓練（地震）計画（案）
- ア 日 時 6月20日（木） 9：35～10：20}（雨天時6月21日）  
イ 目 的 地震が起きた時は、全職員一致協力して児童を避難させる。  
ウ 組 織 総指揮…校長 通報連絡…教頭 避難誘導…各学年担任・全職員  
重要物品運搬……教頭・担任外 救護…養護教諭
- エ 避難・集合について
- ・ 地震が起きた時は、一旦机の下に入り、地震がおさまるのを待つ（放送）
  - ・ 地震が収まったことを確認し、避難経路を通って冷静迅速に避難させる
  - ・ 運動場北側に集合。集合隊形をとる
  - ・ 直ちに人員を点呼し、クラスごとに校長に報告する
  - ・ 避難終了後、校長先生の話を聞く
- オ 避難時の留意点
- ・ 地震発生と同時に、一切の動きを止め、指示を聞く
  - ・ 廊下に並ぶ
  - ・ 落ちてきた物が当たらぬよう、保護できるものをかぶる
  - ・ 「お（おさない）」「は（はしらない）」「し（しゃべらない）」「も（もどらない）」

## ③ 風水害に対して

- ◎ 状況により、学校長より児童の安全確保の為の措置を指示する  
◎ 担任は児童の出欠、早退などを正確に把握しておく  
◎ 避難訓練（風水害）計画（案）
- ア 日 時 5月25日（土） 11：30～12：15  
イ 組 織 避難指導…各学級担任・全職員  
重要物品運搬……教頭・担任外  
救護…養護教諭  
避難予告……校長により台風接近のため、児童を速やかに下校させる旨  
を、全数職員に知らせる。
- ウ 避難・集合について
- ・ 放送により下校準備
  - ・ 担任は直ちに出席簿により人員を点呼し、人数を確実に把握する
  - ・ 人員点呼後、各教室で保護者の迎えを待つ
  - ・ 引渡カードに書いてある引き取り者を確認し、引き渡す
- エ 留守家庭児童会について
- ・ 特別警報並びに暴風（雪）警報又は大雨警報・洪水警報が発令された場合は、休室となるので緊急連絡カード（留守家庭児童会用）の指示通りにする
- ※ 非常災害においては、復旧対策、救急対策、避難所対策などについては、枚方市防災計画第25節文教対策計画に準ずる。

#### ④ 勤務時間外の処置について

近隣在住の教職員は連絡しあって登校、対処する。火災、その他の異常の発見者は関係当局に通報し、校区住民にも応援を求める。

#### ⑤ 光化学スモッグ発生について

- ◎ 光化学スモッグ予報及び注意報が発令された場合、その都度必要な注意を与える。
- ◎ 異常を訴える者が出了場合は適切な処置をとるとともに、教育委員会・市防災課に報告する。

#### ⑥ 安全管理

- ◎ 日常の安全管理ならびに不審者侵入時の対応(【本校(枚方市立中宮小学校)】の設定について)

ア 正門には「モニター付きインターホン」と「電気錠システム」があり、インターホンを鳴らした人物をモニターで確認した上で、電気錠の開閉操作ができる（解錠ボタンは職員室等にある）通常は施錠された状態  
イ 警備員は時間を区切って配置されている

- ◎ 関係機関等

・所轄警察署：枚方警察署	・072-845-1234
・所轄消防署：枚方消防署	・072-852-9800
・教育委員会学校教育室	・050-7105-8052 (短縮15-8052)
・教育委員会教育支援室	・050-7105-8047 (短縮15-8047)
・最寄り治療機関及び近隣の学校園等	

関係機関名	電話番号	関係機関名	電話番号
中宮中学校	050-7102-9210	枚方市民病院	072-847-2821
山田小学校	050-7102-9032	留守家庭児童会	072-840-2446
明倫小学校	050-7102-9036	刀根山支援学校	
禁野小学校	050-7102-9148	大阪精神医療センター分教室	072-847-3261

## (2) 防犯体制と緊急時の対応について

【通常時の警備体制（門の管理）について】

### 1 登校時

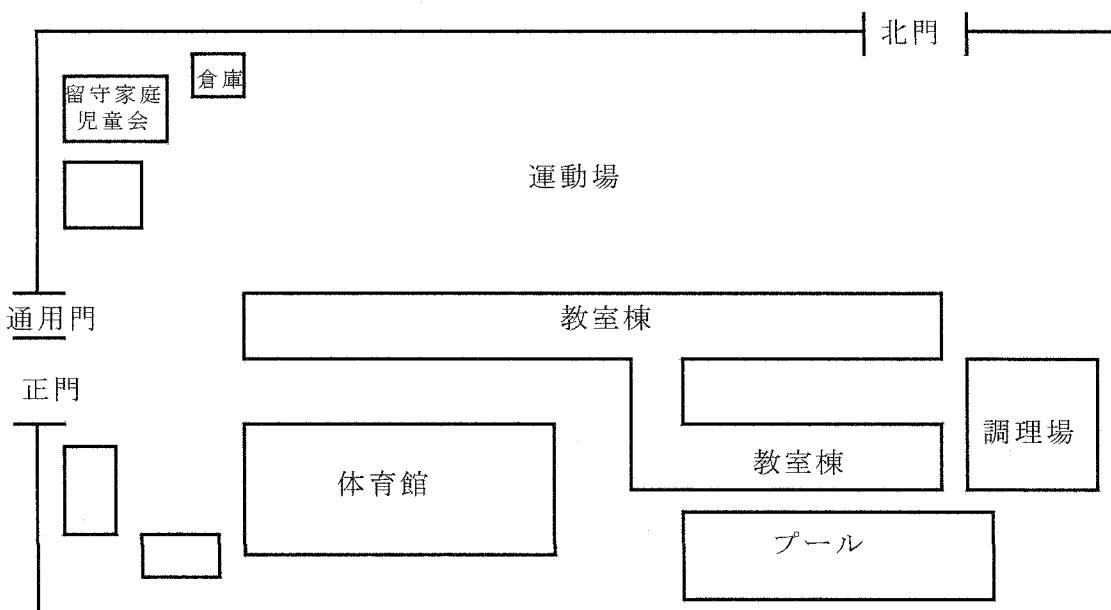
- ① 原則として朝の開門は午前8時05分
- ② 登校時は正門と北門を開放。なお、児童へは登下校時刻等について次の点を指導する。
  - ア 通常の授業時は、午前8時05分～8時15分の間に登校すること。
  - イ 遅刻して門が閉まっている場合は、インターホンを鳴らすこと。
  - ウ 遅刻する場合は、学校に連絡帳で連絡すること。
- ③ 登校指導（午前8時05分～8時15分）
  - ア 校門で児童の登校を見守る。必ず教職員から挨拶及び声かけをすること。
  - イ 午前8時20分に施錠。その際、児童の安全に十分配慮し、安全を最優先すること。

### 2 授業時・休憩時

- ① 門は施錠しているので、校内からは正門横の通用口を解錠して出ることは可能。
- ② 来校者や遅刻した児童がインターホンを鳴らすと、職員室及び代行員室でチャイムが鳴るので、その場合はモニターで来校者等を確認・用件を聞いた上で通用口を解錠する。

### 3 下校時・放課後

- ① 児童が下校の際には、正門横の通用口を使用させる（中から解錠可能）。一度通用口の扉を開き、扉が再び閉まるとき施錠される。なお、解錠してもそのまま扉を開かなければ自動的に施錠される仕組みとなっている。
- ② 来校者については、授業時と同様。



## 来校者等の受付について

### 【遅刻した児童の場合】

インターホンが鳴り、モニターで確認すると児童であった場合

- 1 解錠する
- 2 児童が正門横の通用口を通り抜け、通用口が閉まるまで確認すること  
＊ 児童と一緒に部外者が入らないように確認する

### 【来校者の場合】

インターホンが鳴り、モニターで確認すると児童以外であった場合

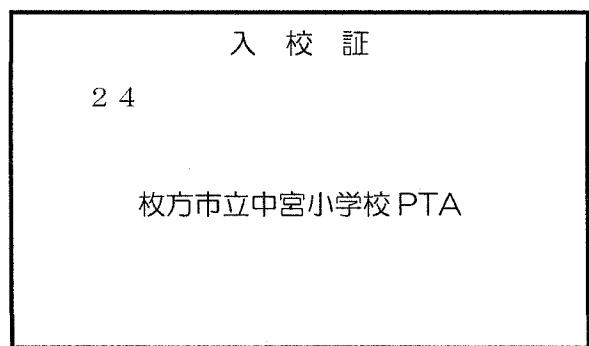
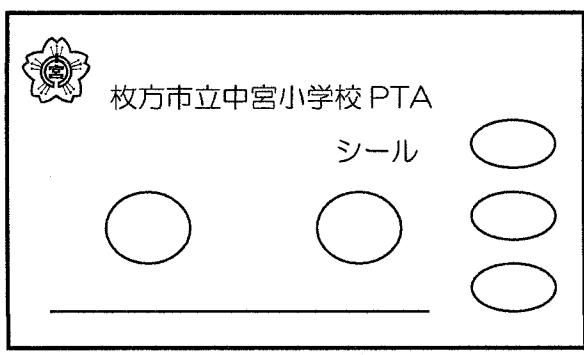
- 1 来校者の名前と用件を確認する
- 2 特に様子が変な場合は、すぐに校長または教頭に連絡し、指示を仰ぐこと
- 3 特に問題がない場合は、「今から鍵を開けますので、お入りなって、職員室にお越しください。職員室で受付をしますので、こちらでお名前をご記入ください。」とお願いし、解錠する  
＊ 一緒に部外者が入らないように確認する
- 4 受付で来校者名簿への記入を確認した上で、入校証の着用を依頼する
- 5 保護者については、4月当初に入校証及び腕章を児童を通じて各家庭に配布しているので、それを着用するようお願いする。忘れた場合は、一般の入校証を着用してもらう
- 6 必要に応じて訪問場所に案内する等の対応をする

*来校	お名前	用件	入校時刻	退校時刻
8/29	○○ □△	PTA 役員会	10:25	11:00
8/30	△△ ○◎	校長先生に面会	12:00	12:20

### 【入校証（首からつるす透明ホルダーに入れて使用）】

・保護者の場合（事前に配布）

・その他の来校者の場合



## 校内巡視と安全点検について

### 1 校内巡視等（不審者を早期に発見するために）

- (1) 万一の際には他の教職員に非常事態であることがわかるよう、登校時から下校するまでの間は、必ず「笛（ホイッスル）」を携帯すること。もし、何か危急の事態が生じた場合は、笛を強く吹き続けて、近くの教職員に知らせる。
- (2) 本校職員であることが誰にでもわかるように、校内では必ず職員名札を着用する。
- (3) 原則として、毎休憩時間は児童の監督とともに自分の近くに不審者がいないかどうか、意識的に確認するようつとめる。
- (4) 通常は、次のような体制で始業前に登校指導、始業後に校内巡視を実施する。

#### ① 時間帯

始業前：午前 8 時 0 5 分～8 時 2 0 分（登校指導）

始業後：午前 8 時 3 0 分～8 時 4 0 分（校内巡視）

#### ② 担当者

校長、教頭、本校教員

### 2 安全点検について

- (1) 毎月の月初めに安全点検を実施する
- (2) 本校教職員は、安全点検分担表（清掃分担一覧表）に従って点検する
  - \* 安全点検の結果は、別紙「安全点検表」（点検前に配布）に記録し、担当まで提出する

## 学校行事の時の体制等<参観・学年行事>

### 1 保護者参観

#### (1) 受付体制

- ① PTA 委員の協力者・学年委員には、受付の応援を依頼する。受付担当者には、当日、名簿及び注意事項を配布する。PTA 委員は、腕章及び笛を用意する
- ② 保護者には、事前に配布している「名札」または「腕章」を、保護者名等を記入した上で当日持参してもらい、正門前で提示した上で児童名簿に○印をつけてもらう  
(参観時に「名札」または「腕章」を忘れた保護者には、名簿にクラス名・氏名・電話番号を記入の上、名札を貸与する)
- 貸与した腕章（懇談会及び個人懇談会実施時）及び名札は、玄関（職員室）に返却する

#### ③ 受付時間

PTA 委員の協力者は、参観開始の 30 分～5 分前まで受付をする。その後は、本校教職員が受付をする。参観開始 10 分以降は、インターホンによる確認とする

#### ④ 注意事項について

- 受付の仕方
  - 来校した保護者に「名札」または「腕章」を提示してもらい、児童名簿に○をつけてもらう
  - 「名札」または「腕章」を忘れた保護者には、児童名を確認の上、名簿に○をつけてもらい、名札を貸与する
- 不審者が侵入した場合の対応
  - 万一、挙動不審なものが来校した場合は、一人が直ちに本校教職員に連絡し、残りのもので不審者が教室等に近づかないよう冷静に対処する（相手を興奮させない）
  - できれば、校長室へ連れて行く
  - 近くに児童がいる場合は、児童をそこから遠ざける（児童の安全が最優先）
  - 不審者が突然暴れ出す等緊急の場合は、すぐに笛を吹いて危急を知らせる

(むやみに不審者に立ち向かわないこと)

#### (2) 緊急時の対応について

- ① 不審者が侵入してきても早期に発見できるよう、校長・教頭・教務主任等は、随時校内を巡回すること。
- ② 万一、不審者が侵入した場合は、不審者対応マニュアル（レベル 1～3）に応じて対応する
- ③ 全校に緊急放送が流れた場合は、各担任等本校教職員が保護者に対して簡潔に事情を説明した上で、教室等で児童を守ってもらうよう依頼する。その際、保護者や児童が動揺しないよう、落ち着いて対応すること。

#### ※ 保護者への説明例

「皆さん、ただ今の放送は校内のどこかでトラブルがあった場合の暗号による放送です。  
すでに本校職員が緊急体制に入っていますので、落ち着いてこの教室の子どもたちの安全を確保できるよう協力してください。申し訳ありませんが、教室の中に入り、ドアと窓を閉めてください。私は廊下に出て状況を確認しますので、そのままお待ちください。」

- ④ その後については放送等の指示に従い、避難または待機する

## 学校行事の時の体制等<運動会>

### 2 運動会

#### (1) 受付体制

- ① PTA 委員を中心に受付と警備をお願いする  
受付・警備担当者には、当日注意事項を配布する。PTA は、腕章及び笛を用意する。
- ② 保護者には、事前に配布している「名札」または「腕章」を持参してもらい、正門前で提示した上で校内に入ってもらう
- ③ 当日、「名札」または「腕章」を忘れた保護者や突然来校された地域の方には、受付簿記入の上、入校証（名札）を渡して校内へ入ってもらう
- ④ 受付時間等

担当者の打合せを、当日の午前 7 時 40 分に実施し、8 時 00 分に開門する

時間	来賓受付	保護者等受付	正門係	自転車整理	警備担当
8:00～9:30	2	2	3	3	その他全員
9:30～11:00	2	2	3	2	〃
11:00～12:30	2	2	3	2	〃
12:30～14:00	2	2	3	2	〃
14:00～終了	2	2	3	2	〃

#### ⑤ 注意事項について

- ・ 受付の仕方
  - 来校者に「名札」または「腕章」を提示してもらい、確認したものについては校内に入つてもらう
  - 「名札」または「腕章」を忘れた来校者には、「保護者等受付」で受付簿に必要事項（児童の学年・組、来校者氏名、電話番号）を記入してもらい、腕章または入校証（名札）を貸与する
  - 来賓は招待状を持参するので、「来賓受付」に案内する
  - 担当者は、當時名札を着用すること
  - 自分の子どもの出場時には、適宜担当を交代してもらうこと
- ・ 不審者が侵入した場合の対応
  - 万一、挙動不審なものが来校した場合は、一人が直ちに本校教職員に連絡し、残りのもので不審者が教室等に近づかないよう冷静に対処する（相手を興奮させない）
  - できれば、校長室へ連れて行く
  - 近くに児童がいる場合は、児童をそこから遠ざける（児童の安全が最優先）
  - 不審者が突然暴れ出す等緊急の場合は、すぐに笛を吹いて危急を知らせる

(むやみに不審者に立ち向かわないこと)

#### (2) 緊急時の対応について

- ① 万一、不審者が侵入した場合は、不審者対応マニュアル（レベル 1～3）に応じて対応する
- ② 運動場に不審者が現れた場合は、近くの本校職員で不審者を取り囲み、児童に近づけないようにする。その際、近くの保護者等にも協力を求める。また、児童をその場から遠ざけ、安全を確保する
- ③ 運動場以外で緊急事態が発生し、運動場の教職員等に不審者の状況が確認できない場合は緊急放送を行い、状況を知らせる。その場合、まず児童の安全を確保し、またその旨を保護者にも説明し、協力を要請する
- ④ その後については放送等の指示に従い、避難または待機する

## 学校行事の時の体制等<校外活動>

### 校外（校外学習等）での活動時の留意事項

#### 1 計画作成時

- (1) 計画を作成する段階で必ず下見を行い、危険箇所等についてチェックすること
- (2) 万一の緊急事態に備え、学校等へすぐに連絡ができるよう携帯電話（ない場合は小銭とテレホンカード）を携帯しておく。また、下見では公衆電話の位置も確認しておく
- (3) 経路や活動場所近くの救急病院及び警察署の場所、住所、電話番号を確認する

#### 2 事前準備等

##### (1) 児童への事前指導

- ① 児童に対して十分に安全指導（交通安全と生活安全について）を実施すること
- ② 生活安全については、犯罪被害に遭いそうになる等、万一の際の対処の仕方（「助けを求める」「逃げる」「信頼できる大人に話す」等）についても指導しておく

#### 3 事故発生時

- (1) 直ちに学校（050-7102-9088）、警察（110番）、救急（119番）、保護者に連絡すること
- (2) 他の児童の安全確保に十分留意する

## その他の体制等

### 1 不審者情報があった場合の対応

- (1) 不審者情報等については、次の関係機関等と常に連絡を取り合い、情報を共有するよう努めている。本校周辺に不審者があった場合も、本校から各機関に連絡する。  
不審者に関する情報は、教育委員会児童生徒課に電話、次にメールで概要を連絡する。

- |  |  |
|--|--|
| ① 枚方警察署 (072-845-1234)                       | ② 教育委員会教育指導課 (050-7105-8052)               |
| ③ 教育委員会児童生徒支援室 (050-7105-8047)               | ④ 中宮中学校 (050-7102-9210)                    |
| ⑤ 山田小学校 (050-7102-9032)                      | ⑥ 明倫小学校 (050-7102-9036)                    |
| ⑦ 中宮北小学校 (050-7102-9148)                     | ⑧ 中宮まぶね保育園 (840-2780)                      |
| ⑨ 宮之阪サクラ保育園 (848-6750)                       | ⑩ 净幼稚園 (840-1814)      ⑪ 楠京阪幼稚園 (847-1350) |
| ⑫ 禁野保育所 (847-8739)      ⑬ 留守家庭児童会 (840-2446) | ⑭ 刀根山支援学校中宮分教室 (072-847-3261)              |

\*緊急時においては、③～⑯への連絡は教育委員会に要請する。

※ 中学校からの情報も、留守家庭児童会に連絡する。

- (2) 不審者情報等があった場合は、集団下校等を実施することがある。  
(3) 不審者情報等が電話等でもたらされ、対応したときは、内容と情報提供者の名前及び連絡先を確認し、直ちに教頭、生徒指導部に連絡すること。また、校外で不審者情報等を入手した場合は、同様に連絡すること。  
(4) 不審者情報等については、文書等により速やかに保護者に提供し、注意喚起する。  
※ 文書の配布、集団下校実施の際は、教育委員会児童生徒課に報告する。

### 2 緊急連絡網について

- (1) 緊急連絡網は次のとおり作成する。  
① メール配信システム（ミルメール）による情報発信を行う。

### 3 その他、定期校外巡視等

- (1) 毎年4月と9月に、全教職員で通学路点検を実施(要項別紙)。  
(2) 4月に校長・教頭により、校区コミュニティ「子どもの安全見守り隊」への協力依頼や、登下校中の事故等に関する学校への情報提供等について依頼をする。



## 危機レベルと事件対策本部の発動

### 危 機 レ ベ ル

レベル1：児童（教職員）に危害が及ぶ危険性がある場合

レベル2：児童（教職員）に直ちに危害が及ぶ危険性が高い場合

レベル3：児童（教職員）に危害が及んだ場合

※ レベル1以上の状況となった場合、事件対策本部を発動し、原則として下記の役割分担に従って行動する。

※ 笛が鳴った場合はレベル2以上の状況であるので、近くの教職員は直ちにその場所に駆けつける。それ以外の教職員は、下記の役割分担に従って行動する。

※ 状況に応じ、本部の指示のもと臨機応変に対応する。

役割	名 前	発生時・直後の対応	中・長期的な対応
本 部	◎校長 教頭 教務 (3名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の状況把握、統括及び指揮</li> <li>・警察（110番）、消防（119番）への通報</li> <li>・校内緊急放送</li> <li>・児童への指示の決定</li> <li>・教育委員会教育指導課への連絡及び支援要請</li> <li>・近隣学校園への連絡</li> <li>・保護者（PTA本部役員等）への連絡</li> <li>・通信方法の確保（電話・FAX・E-mail等）</li> <li>・報道機関の対応</li> <li>・当日の下校方法の決定</li> <li>・今後の登下校方法・授業についての決定</li> <li>・保護者説明会の準備と開催</li> <li>・保護者あて連絡文の発行</li> <li>・記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再発防止、学校再開のための総括</li> <li>・報告書の作成</li> <li>・保護者、地域住民との連携方策等の改善</li> </ul>
安全・救護	◎ 各学年1名 担任外3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所・経路の設定</li> <li>・児童の誘導</li> <li>・児童の点呼</li> <li>・児童の状況把握</li> <li>・必要に応じ救護班の応援をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のケア着手</li> <li>・記録</li> </ul>
	◎ 学年、担外2名 養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者の確認、全容把握</li> <li>・負傷者の応急手当</li> <li>・負傷者の搬出</li> <li>・救急車同乗及び搬送先からの連絡</li> <li>・負傷者搬送先の確認</li> <li>・負傷児童の保護者への連絡</li> <li>・学校医への連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者に対するケア</li> <li>・心のケア</li> <li>・学校医等との連携体制の改善</li> <li>・安全教育の内容、指導体制等の見直し</li> </ul>
侵入者対応	◎ 各学年1名 担任外3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入者対応</li> <li>・侵入者隔離</li> <li>・校内巡視</li> <li>・事件の情報収集、把握、整理</li> <li>・学校の安全状況の把握</li> <li>・地域の安全状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再発防止策の検討と危機管理マニュアルの改善</li> <li>・組織（役割分担）の見直し</li> </ul>

## レベル1・・・児童（教職員）に危害が及ぶ危険性がある場合

\* レベル1の対応から不審者を侵入者と呼ぶ。

### ○ 対応者

#### (1) 侵入者を隔離できているが、危害を加えられそうな場合

- ・侵入者の興奮を静め、落ち着かせるよう、言葉遣いに注意しながら複数で対応する。
- ・凶器などを持参していないかを確認する。
- ・「レベル1」である（危害が及ぶ可能性がある）ことを他の本校教職員に連絡する。

「お客様ですので、事務室からメモを1枚、お願いします。」

(=レベル1で、不審者1人です。役割分担に従って行動してください。)

#### (2) 侵入者を隔離できていない場合

- ・侵入者を校長室に隔離するよう試みる。

「お話を校長室でお聞きしますので、一緒にお越しください。」

(侵入者との距離を1.5m以上確保する)

- ・侵入者が納得すれば校長室へ連れて行く。 → (1)へ

- ・隔離を試みたが隔離できず、危害が及ぶ危険性が高い場合 → レベル2へ

### ○ 本部

- ・校長：「110番」通報を指示
- ・教頭：教育委員会へ連絡、支援要請。
- ・教頭：緊急放送……チャイムを2回鳴らす。「S情報です。場所は〇〇です。関係の先生方は（　）へお集まり下さい。」
- ・本部：「110番」通報。PTA会長へ連絡、協力を要請、メール配信を行う。

情報の集約、避難場所 経路の決定 (記録 事務)

※校長が不在の場合は教頭が、教頭が不在の場合は教務主任がそれぞれ代行する。

### ○ 安全確保

- ・教室へ移動、各学年・組の児童の在室確認と安全確保 → 教務担当に人数報告
- ・教室で待機、放送等の指示を待つ
- ・校外へ逃げた児童がいる可能性もあるので、情報を収集する。
- ・校内を巡視して、他の不審者の有無、逃げ遅れた児童や負傷者の有無を確認し、児童の安全を確保する。（担任外）

### ○ 侵入者対応

- ・現場へ急行する。警察が到着するまで、児童等に危害を加えられないように時間をかせぐ。

### ○ 救助救護

- ・負傷者が出了場合に備えての準備(養護教諭)
- ・安全確保の応援（教室へ向かう）

\* 授業中の場合も、役割分担を基本として対応する。

\* 退去、逃亡した場合、近隣校へ連絡する。（本部）

## レベル2・・・児童（教職員）に直ちに危害が及ぶ危険性が高い場合

### ○ 対応者

- ・笛を吹く、大声を出す、大きな音を立てる、火災報知器を鳴らすなどして、周囲に危険を知らせる。
- ・近くに児童がいる場合はすぐ逃げるように指示。児童と侵入者の間に入り、侵入者を児童に近づけないようにする。また侵入者の注意をそらして児童を侵入者から遠ざけるようにするなど、児童の安全を図る。
- ・侵入者を注視する。攻撃を仕掛けてきそうな場合は、距離をおきながら、机やイス、ほうき、消火器等防御できる身近な道具を用い、児童や自分自身に危害を加えられないようにしながら、時間をかせぐ。
- ・侵入者が逃げた時は笛を鳴らしながら追いかけ、逃げる先の児童等に危険を知らせる。
- ・児童に危害が及ばないよう最大限の努力をするとともに自らの身を守ること。  
(対応者が負傷してしまうと、子どもを守ることができない。)
- ・児童が捉えられている場合は、侵入者に対して、興奮せず冷静になるように諭す。  
「子どもを離しなさい。」「落ち着きなさい。」

### ○ 本部

- ・校長：直ちに「110番」通報を指示。避難場所・経路の決定  
避難等の判断・指示。
- ・教頭：教育委員会へ連絡、支援要請  
侵入者が退去、逃亡した場合は、近隣校への連絡を教育委員会に要請。
- ・本部：緊急放送・・・チャイムを2回鳴らす。「K情報です。場所は〇〇です 先生方はほうきと  
ちりとりを持って〇〇までお願いします。
- ・本部：「110番」通報。PTA会長へ連絡、協力を要請、メール配信を行う。  
情報を集約 避難場所 経路の決定 (記録 事務)  
※校長が不在の場合は教頭が、教頭が不在の場合は教務主任がそれぞれ代行する。

### ○ 安全確保

- ・教室へ移動、各学年・組の児童の在室確認と安全確保 → 教務担当に人数報告
- ・教室で待機、放送等の指示を待つ
- ・校外へ逃げた児童がいる可能性もあるので、情報を収集する。
- ・校内を巡回して、他の不審者の有無、逃げ遅れた児童や負傷者の有無を確認し、児童の安全を確保する。（担任外）

### ○ 侵入者対応

- ・現場へ急行する。警察が到着するまで、児童等に危害を加えられないように時間をかせぐ。

### ○ 救助救護

- ・負傷者が出了場合に備えての準備(養護教諭)
- ・安全確保の応援

- \* 授業中の場合も、役割分担を基本として対応する。
- \* 退去、逃亡した場合、近隣校へ連絡する。(本部)

### レベル3・・・児童（教職員）に危害が及んだ場合

#### ○ 対応者

- ・笛を吹く、大声を出す、大きな音を立てる、火災報知器を鳴らすなどして、周囲に危険を知らせる。
- ・近くに児童がいる場合はすぐ逃げるように指示。児童と侵入者の間に入り、侵入者を児童に近づけないようにする。また侵入者の注意をそらして児童を侵入者から遠ざけるようにするなど、児童の安全を図る。
- ・侵入者に注意しつつ負傷した児童等の状況確認、応急手当を行う（救命を最優先）。
- ・被害が拡大しないようできるだけ時間をかせぐ。
- ・駆けつけた本校教職員に、落ち着いて、状況を報告する。

#### ○ 本部

- ・校長：直ちに「110番」、「119番」通報を指示。避難等の判断・決定・指示。
- ・教頭：教育委員会へ連絡。支援と近隣学校園への連絡を要請。
- ・教頭：緊急放送・チャイムを2回鳴らす。「K情報です。場所は〇〇です。先生方はほ  
うきとちりとりを持って〇〇までお願いし  
ます。
- ・本部：「110番」通報。PTA会長へ連絡、協力を要請、メール配信を行う。  
「119番」通報。情報の集約、通信方法の確保  
(避難場所・経路の決定) (記録 事務)

※校長が不在の場合は教頭が、教頭が不在の場合は教務主任がそれぞれ代行する。

#### ○ 安全確保

- ・避難場所・経路の決定
- ・運動場へ移動、各学年・組の児童の在室、負傷等状況の確認 → 教務担当に報告。
- ・校外へ逃げた児童がいる可能性もあるので、情報を収集する。
- ・校内を巡回して、他の不審者の有無、逃げ遅れた児童や負傷者の有無を確認し、児童の安全を確保する。（担任外）

#### ○ 侵入者対応

- ・現場へ急行する（防御に利用できる用具を持参する）。警察が到着するまで、被害が拡大しないよう、時間をかせぐ。侵入者が逃げた場合は、追跡する（校外に逃亡した場合は追わず、再侵入を阻止する）

#### ○ 救助救護 養護教諭・本部等・学年担任

- ・現場へ急行する。負傷者の応急手当、搬送の準備（救急車手配の要請）（養護教諭）
- ・安全確保の応援（教室または避難場所への誘導とその他救護）
- ・負傷者のリストの作成（学年、組、名前、症状、処置、搬送先、付添者等の記録）
- ・救急車同乗及び搬送先からの連絡（本部、保護者）（本部担外）（担外）（保護者）
- ・負傷者搬送先及び状況の確認

\* 授業中の場合も、役割分担を基本として対応する。

\* 報道機関については、本部が教育委員会と連携し対応する。

## 避難と待機についての原則

- 1 侵入者があった場合で、緊急に避難させる必要があるかどうか分からぬ場合  
(近くに侵入者等がおらず、状況が不明の時)は、原則として状況が判明するまで、児童を教室等で待機させ、教職員が保護する。その後、放送の指示等により避難する。
  - 2 教職員が児童の近くにおり、児童に指示できる場合は次のようにする。
    - (1) 児童を教室に待機させる場合
      - 教室の窓、扉を閉める。児童の人数確認後は施錠する。
      - 教室内では児童を出入り口から遠ざけておく。
      - 教職員は防御できるような道具(イス等)を持ち、侵入に備える。
      - 放送の指示があれば、指示に従い避難する。
      - 避難場所は、次のいずれかの指示がある。
        - \* 体育館 \* 運動場(原則)
    - (2) 児童を緊急に避難させる場合(近くに侵入者がおり、緊急に児童の安全を確保するとき)
      - 侵入者から遠い方の階段・出入り口を使い、児童を避難させる。
      - 避難場所は、状況によってはより安全なところを選び、誘導することもあり得る。
      - 侵入者が近づいてきて危険な場合は、物を投げつけたり、防御できるような物を用いたりして、児童が避難できるよう時間を稼ぐ。
      - 避難する際、隣接する教室等にも笛や大声で危険を知らせ、避難を促す。
  - 3 休憩時間等で教職員が児童の近くにいない場合について、児童に日頃から次のように指示しておく。
    - 入校証をしていなかつたり、危険な物を持っていたりする人を見かけたら、すぐにその人から遠くへ離れること。
    - できれば、先生のいそうな場所(職員室等)に逃げ、先生に知らせること。
    - もし、「教室に入りなさい」という指示があった場合は、すぐに近くの教室に入ること。ただし、自分の近くに危険な物を持っている人や暴れている人がいるなどの場合は、すぐに先生のいそうなところに逃げること。
- \* 「防犯訓練と安全教育等」参照。

## 収束に向けて

学校として	保護者・地域等	子どもへの配慮
・今後の方策の確立	・保護者説明会の実施	・安全な登下校
・記録整理	・保護者の理解と協力	・心のケア(教育研究所)
・教育委員会への報告	・地域諸団体への説明	・家庭訪問
・関係機関への事情説明	・警察等との連携	・負傷者
		・留守家庭児童会

## 収束後

- ・マニュアルの見直し
- ・防犯訓練の実施
- ・施設面の再点検

## その他の緊急時等の対応

※校区ならびに近隣の校区等で重大な事件が発生したり、  
メール・電話の内容に対応したりする場合

危機レベル1を基本として対応する。

### 【近隣校園に侵入者等があった場合、電話・インターネット等で脅迫があった場合】

1. 基本的に事案の危険が無くなるまで集団登下校する。
  - (1) 近隣校園等や警察、教育委員会からの情報を受け、対策本部を発動する。
  - (2) 対策本部(校長・教頭、教務)は、必要に応じて下記の対応をとる。

事案発生時の対応	中・長期的な対応
<ul style="list-style-type: none"><li>・全体の状況把握、統括及び指揮</li><li>・校内緊急放送</li><li>・児童への指示の決定</li><li>・教育委員会教育指導課への連絡等</li><li>・近隣学校園への連絡</li><li>・保護者（P T A本部役員等）への連絡（連絡網）</li><li>・通信方法の確保（電話・F A X・E-mail等）</li><li>・報道機関の対応</li><li>・当日の下校方法の決定</li><li>・今後の登下校方法・授業についての決定</li><li>・保護者説明会の準備と開催</li><li>・保護者あて連絡文の発行</li><li>・記録</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・報告書の作成</li><li>・保護者、地域住民との連携方策の改善</li></ul>

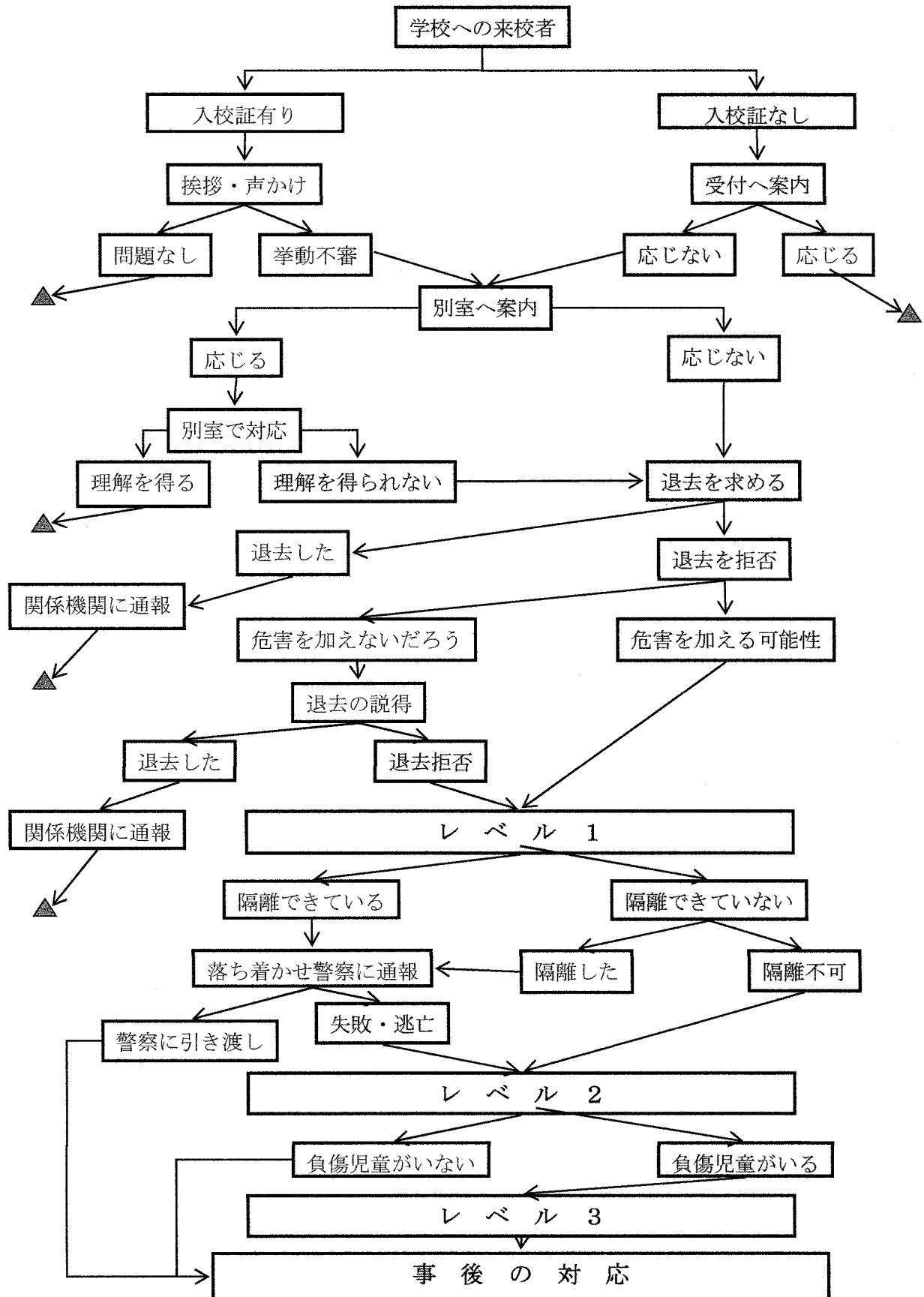
- (3) 集団下校時は、地区担当者が集団登校班の集合場所まで引率することを原則とする。
- (4) 集団登校時は、地区担当者が集団登校班の集合場所から学校まで引率することを原則とする。
- (5) 必要に応じて、放課後の校区パトロールを実施する。

### 【校区内及び近隣小学校校区で、重大な犯罪事案が発生した場合】

2. 校区内及び近隣小学校校区で、重大な犯罪事案が発生した場合は、近隣校園に侵入者等があつた場合、電話・インターネット等で脅迫があつた場合と同じ対応をする。

### 【校区内での不審者情報が寄せられた場合】

3. 校区内での不審者情報が寄せられた場合は、近隣校園に侵入者等があつた場合、電話・インターネット等で脅迫があつた場合をもとに、対応する。



# 緊急通報

## 通報のポイント

- ・正確な状況を簡潔に伝える（迅速で確かな情報）
- ・警察と救急（消防）を要請する場合は、2人で通報（迅速対応）する  
(1人でする場合は緊急性の高い方を優先し、そこからもう一報への要請を行う)
- ・通報方法は電話及び地域防災無線
- ・【保護者へ】負傷した児童の学年・組を確認し、緊急連絡する

## 通報内容

### ■ 警察 110番

枚方市立中宮小学校ですが…			
① 何が起きているか			
② 発生時間・場所			
③ 状況（負傷者・犯人の動向）			
④ 侵入者（年齢・性別・身長・人数・特徴・服装等）			
＊ 警察からの指示			
住 所		電話番号	
通報者		通報時刻	月 日 時 分

### ■ 緊急 119番

枚方市立中宮小学校ですが…			
① 何が起きているか			
② 発生時間・場所			
③ 負傷者（年齢・性別・負傷の程度・意識レベル等）			
＊ 救急からの指示			
住 所		電話番号	
通報者		通報時刻	月 日 時 分

## 【参考】

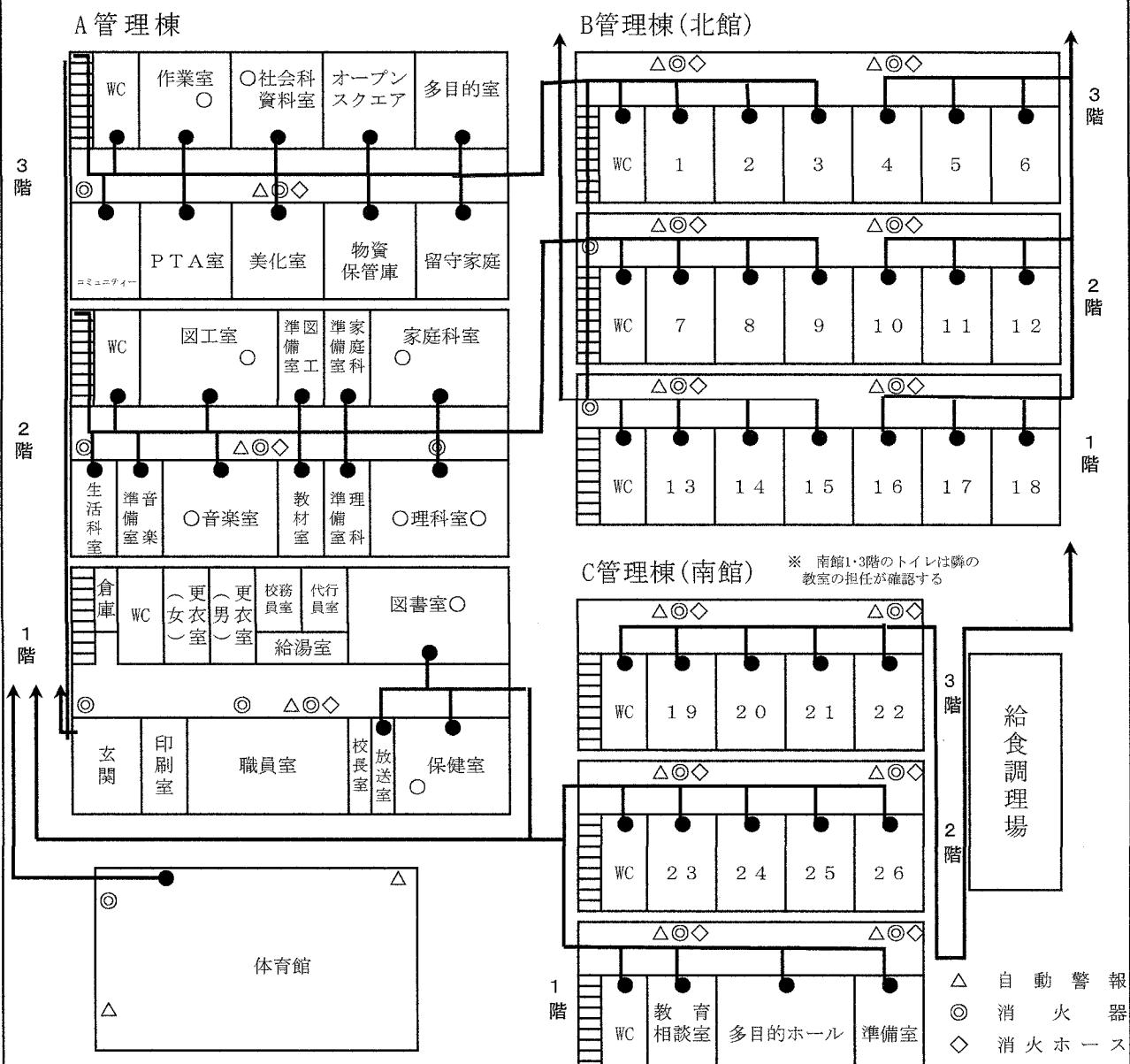
- ・教育委員会 050-7105-8047 (児童生徒支援室)
- ・枚方市役所 072-841-1221
- ・枚方警察署 072-845-1234
- ・枚方消防署 072-852-9800
- ・市立ひらかた病院 072-847-2821

### (3) 緊急時における避難経路と組織等について

<b>【組織】</b>	総 指 握 校長	通 報 連 絡 教頭
避 難 誘 導	各学級担任・全職員	重要物品運搬 教頭・担任外
救 護 養護教諭	消 消 火 全職員	

### 避難経路及び順序

A 管理棟	玄 門	作業室・社会科資料室・オープンスクエア・多目的室・コミュニティ室・PTA室・美化室・物資保管室・留守家庭児童会室
	中央南口	図書室・保健室・放送室
B 北館	中央北口	1・2・3・7・8・9・13・14・15
	非 常 口	4・5・6・10・11・12・16・17・18
C 南館	中央南口	23・24・25・26・教育相談室・多目的ホール・準備室
	非 常 口	19・20・21・22



#### 【主な注意点】

- 放送をしっかりと聞き、その指示に従う
- 上記の避難経路及び順序は原則（火災時は、出火場所を避けて避難する）
- 各出口とも、1階→2階→3階の順に出る
- 各階最後尾の職員は、残留児童などの確認をする
- 避難時の集合場所は運動場北側
- 教室前の廊下（特別教室を含む）には、水を入れたバケツ1個を常備する



# 緊急検索マニュアル

レベル1 (校内)

担当学年	検索場所	担当学年	検索場所
1年	北館1F・2F・3F	2年	南館1F・2F・3F
3年	管理棟1F・2F・3F	4年	運動場北側・留守家庭児童会
5年	運動場西側・飼育小屋	6年	運動場東側・給食調理場
担外	運動場南側・プール・体育館・中庭		

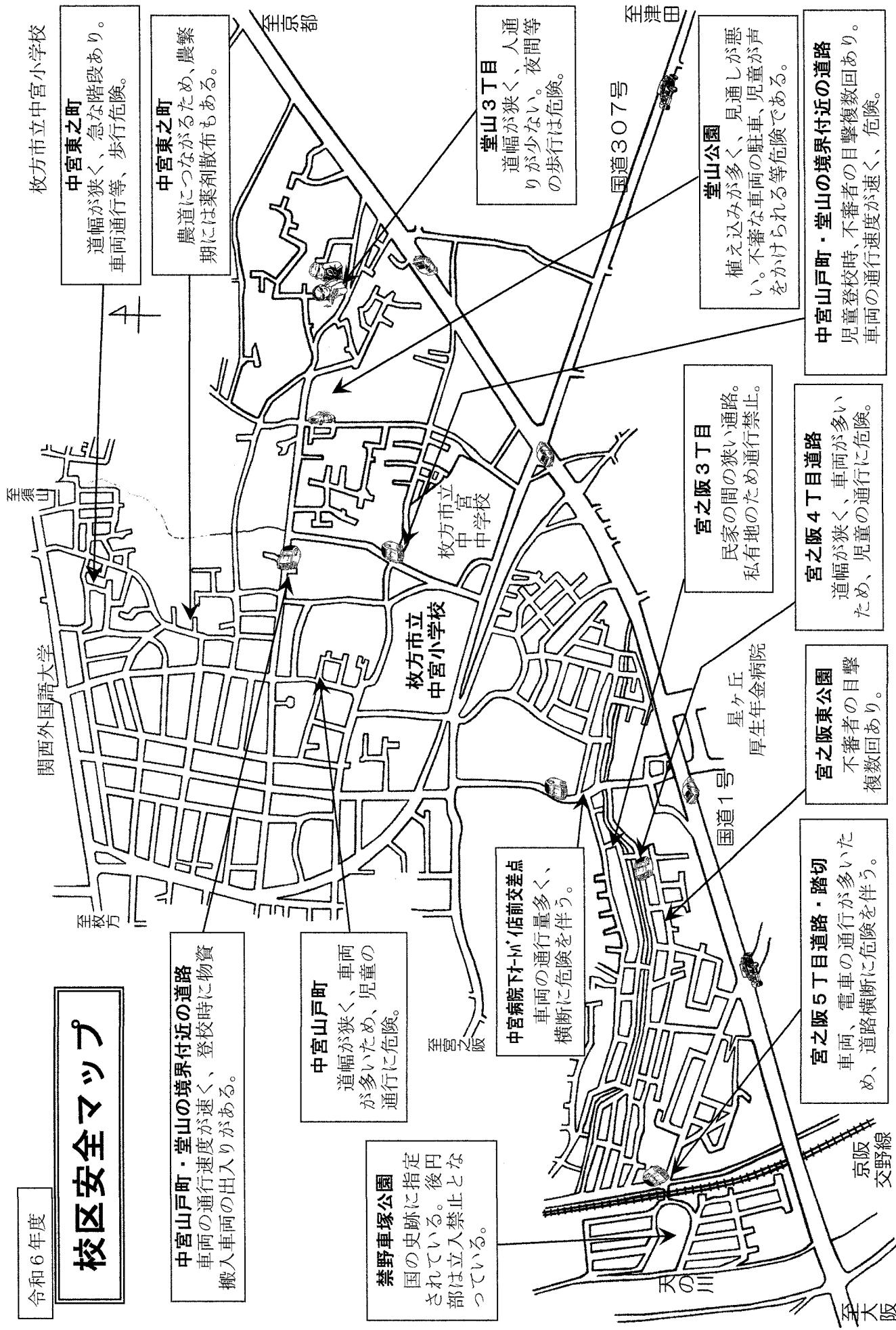
レベル2 (校区内)

担当学年	検索場所	担当学年	検索場所
1年	松丘町	2年	中宮西之町・本町
3年	中宮東之町	4年	中宮山戸町
5・6年	宮之阪3丁目・4丁目・5丁目		
担外	堂山1丁目・2丁目・3丁目		

レベル3 (校区外)

担当学年	検索場所	担当学年	検索場所
1年	国道1号南東側(向こう側)	2年	バス通り北側(中宮北小校区)
3年	バス通り北側(山田小校区)	4年	明倫小校区・百済寺跡公園
5・6年	宮之阪3丁目・4丁目・5丁目		
担外	山田小校区・山田東小校区・国道1号南東側(向こう側)		

## 校区安全マップ



## (4) 学校における対策組織・体制と避難所としての対応

### ①学校災害対策本部

名 称	担 当	主 な 対 応
総括本部	校長 教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況を把握し、避難の実施方法を決定</li> <li>・避難経路の安全性を確認後、避難指示</li> <li>・二次災害の情報収集、非常持ち出し品の搬出</li> <li>・負傷者の救出、行方不明者の捜索</li> <li>・教育委員会など関係機関への連絡</li> </ul>
児童対応班	各学級担任 担外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の安全を確保し、児童への的確な指示（お・は・し等）</li> <li>・児童の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全確認</li> <li>・各学級の人員確認</li> <li>・負傷者及び行方不明者の確認</li> <li>・本部への連絡</li> <li>・保護者への連絡</li> </ul>
避難誘導救護班	養護教諭 事務職	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童対応教員から児童及び教職員の被害状況を聞き取り本部に報告</li> <li>・救助を必要とする者の確認及び応急手当ての実施</li> <li>・負傷者の救出、行方不明者の捜索</li> <li>・医療機関への連絡</li> </ul>

### ②休日・夜間の災害時における参集体制

配 備 体 制	配 備 基 準	参 集 体 制
1号配備	災害発生の恐れがあるが、時間・規模等の推測が困難な時	校長・教頭…②
2号配備	小規模な災害が発生又は発生の恐れがあるとき	② + 必要に応じて教員が対応
3号配備	中規模な災害が発生又は発生の恐れがあるとき	② + 必要に応じて教員が対応
4号配備	大規模な災害が発生又は発生の恐れがあるとき	全職員

### ③避難所としての対応

避難所運営の流れ	留意事項
市防災担当職員の参集 学校災害対策本部の設置 避難所支援班の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部は1階図書室に設置</li> <li>・避難所支援班の構成人数及び役割分担の決定</li> <li>・地域の自主防災組織や市防災担当部局の職員との協力体制の確立</li> <li>・学校医、地域医師会との連携</li> </ul>
施設等開放区域の明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長室、職員室、保健室等の管理運営上必要な場所や危険なものがある特別室(理科室)は開放しない</li> <li>・お年寄りや障害のある人への優先的配慮</li> <li>・事前にきめておいた優先順位によって施設等を開放(体育館・教室)</li> <li>・立ち入り禁止区域の明示</li> <li>・緊急車両等の駐車スペースの確保</li> </ul>
避難者の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所使用のマナーと一般的注意の徹底</li> <li>・担当者による誘導</li> <li>・自家用車は原則乗り入れ禁止</li> </ul>
救護物資の調達配給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配給時におけるトラブルの回避</li> <li>・食料、医療物資等の市町村対策本部への要請</li> <li>・お年寄り、障害のある人や非常持ち出し品のない方への優先</li> <li>・食事、救援物資の配給経路の把握</li> </ul>
衛生環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮説トイレの設置</li> <li>・ゴミの収集場所の管理</li> <li>・食中毒や伝染病等、衛生面への配慮</li> </ul>
仮設テントの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急車両の進入の妨げとならない場所に</li> </ul>
避難所運営組織作りへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営本部長、副本部長との連携</li> <li>・班編成、班長会議への支援</li> <li>・避難所生活の基本的ルールについての支援</li> </ul>
ボランティアの受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門ボランティアにコーディネートを依頼</li> <li>・活動拠点の設置</li> <li>・災害ボランティアセンターとの連携</li> </ul>
炊き出しへの協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用可能な調理具等の提供</li> <li>・献立、衛生管理についての支援</li> </ul>
避難者の名簿作り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として入所時に記名(氏名、性別、年齢、住所等)</li> <li>・速やかな名簿の作成と更新</li> </ul>
情報連絡活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者用緊急電話の設置依頼</li> <li>・メディアを活用した情報収集</li> </ul>
自主防災組織への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営が避難住民の自治組織に移行した後は教職員は側面からの支援を行う</li> </ul>

## (5) 防犯、防災、安全教育について

### ① 防犯訓練と安全教育等

#### 1 防犯訓練の実施に際しての留意事項

- (1) 防犯訓練を、教職員のみで1回、児童を含めて1回、毎年実施する。  
＊ 児童を含めた訓練は、毎年6月に実施する。
- (2) 児童に危害が加えられた場合を想定した訓練は、教職員のみで実施する。  
(→「2 教職員研修会について」参照)
- (3) 児童を含めて実施する訓練では、児童が動搖しないよう配慮する。とりわけ、「不審者」が実際に侵入してくる訓練については、児童が怖がることのないようにする(児童に恐怖感を抱かせるおそれがあるような訓練は教職員のみで実施)。
- (4) 訓練にあたっては、必ず警察・消防等関係機関と連携し、実際に通報する訓練も行うようにする。

#### 2 教職員研修会について

- (1) 防犯等に関する教職員研修会を、次のとおり開催する。
  - ① 本マニュアルに基づいた教職員研修(4月当初の職員会議で実施)
  - ② 不審者侵入を想定した緊急時の訓練(教職員のみ)  
＊ 毎回、想定(場所、時間、状況)を変えて実施する。
  - ③ 児童が事故等にあった際の応急手当と心肺蘇生講習会
  - ④ 危機対応能力等の向上や児童への安全教育を充実させるための研修会  
※ 上の①、②及び④については、生徒指導が、③は保健体育部が主催、企画する。
- (2) また、①、②及び④については、事前に警察に依頼し、連携して実施する。  
※ 枚方警察署生活安全係(電話:072-845-1234)(枚方警察署)

#### 3 児童への安全教育実施に際しての留意事項

- (1) 交通安全、生活安全(防犯含む)、災害安全について、学校安全計画に基づき実施する。
- (2) 防犯教育については、内容について「学年だより」等により予め保護者に周知し、理解と協力を得て、実施する。その際、保護者からの申し入れ等により、犯罪被害にあったことのある児童等について、配慮が必要な場合は学年で相談し、適切に対応する。
- (3) 通学路等での万一の際の対処の仕方(助けを求める、逃げる、信頼できる大人に話す)についても指導する。また、被害にあったり、あいそうになったりした場合には、必ず家人の人や学校の先生に話すよう指導する。
- (4) 「こども110番の家」について、必ず言及する。
- (5) 校内に不審者がいる場合の対応について、指導する。特に、本校教職員・来校者は必ず入校証等を着用していること、着用していない者には近づかず、本校教職員に知らせることや、自分の身が危ないときはすぐに逃げることなどについて、指導する。

## ② 学校安全計画 ※学級活動の欄

### ① 単位時間程度の指導

項目	月	4	5	6	7	8・9	10	11	12	1	2	3
月の目標	通学路を正しく歩こう	安全に休み時間を使いながら過ごす	梅雨時に安全な生活をしよう	きまりを守つて自転車に乗ろう	けがをしないよう運動しよう	乗り物の乗り降りに気をつけよう	災事に備えた生活をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう	安全な生活ができるようになよう	安全な生活ができるようになよう
道徳	規則尊重	生命尊重	公園までの交通安全移動で、スコップの使い方	虫探し、まち探検時の交通安全	虫探し、親切	明るい・誠実	思いやり・親切	家庭愛	勇気	勤勉・努力	節度・節制	愛校心
安全全般	生活	・地域検査時の交通安全	・虫探し、道具の使い方	・虫探し、まち探検時の交通安全	・虫探し、カッター、ナイフの使い方	・竹ひご、つまようじの使い方	・はさみ、ステーキ	・安全点検時の方	・カッターナイフの使い方	・ガスコンロの使い方	・移動ごとの使い方	・移動ごとの使い方
安全部	国語	・野外観察時の交通安全	・カーバガラス、スライドガラス、フレンゴ等の使い方	・太陽観察時の安全	・夜間觀察の安全	・塩酸、水酸化ナトリウムの取扱い方	・地震による土地の変化(6年)	・ボリ袋、ゴム風船の使い方	・鎌、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・バーナー、蒸発皿の使い方	・針金、プラスチックの使い方	・くらしを守る(災害が起きる)(3年)
社会	理科	・はさみ、カッター、ナイフ、絵の具、接着剤の安全な使い方	・木槌、ゴム、電動の二刀、ニスの使い方	・木槌、ゴム、電動の工具の使い方	・食事時の完全な運送	・彫刻刀の管理と使い方	・竹ひご、細木の使い方	・竹ひご、シンナーの取り扱い方	・小刀の管理と使い方	・陶器制作時の安全	・共同作品制作時の安全	・陶器制作時の安全
国工	社会	・はさみ、カッター、ナイフ、絵の具、接着剤の安全な使い方	・木槌、ゴム、電動の工具の使い方	・実習時の安全な服装の選び方	・ミシンの使い方	・アイロンの使い方	・快適な住まい方	・住宅用洗剤の使い方	・食品の日付表示の見方	・油の安全な取扱い方	・ライパンの使い方	・調理用具、器具の安全な使い方
家庭	家庭	・針、はさみの使い方	・包丁の使い方	・洗濯機の使い方	・洗濯機の使い方	・飛び箱運動時の安全	・跳躍運動時の安全	・跳躍運動時の安全	・けがの防止(保健)	・手久持時の安全	・手久持時の安全	・固定施設利用時の安全
体育	体育	・固定施設の使い方	・鍛錬・マット運動時の安全	・水泳前の健康確認	・水泳時の安全	・全	・集中競技、行動時の安全	・集中競技、行動時の安全	・けがの防止(保健)	・手久持時の安全	・手久持時の安全	・固定施設利用時の安全
精神衛生	精神衛生	「わたくしたちの町=松方町=」(3年)、「環境を考える」(4年)、「わたくしたちのまち 中宮」(5年)、「地域の方と交流し、地域を学ぼう」(6年)等安全に觸れる課題を年間指導計画に位置づける(20~35時間)										
学生	低学年	●通学路の確認 ○安全な登下校 ●安全な給食番号 ●子どもも110番の家	●休憩時間の約束 ○遊び場や屋上の使い方 ●遊足時の安全	●雨天時の約束 ○自転車乗車時の約束 ●落書き	●乗り降りの仕方 ●廊下での安全な歩き方	●運動時の約束 ○校庭や屋上の使い方	●暖房器具の安全な使い方 ○冬休み中の安全な過ごし方	●おはしもの約束 ○安全な服装	●身近などの路際踏雪道の歩き方	●1年間の反省 ○けがをしないために		
中学生	中学生	●通学路の確認 ●誇張の起り方 ●安全な登下校	●休憩時間の安全 ○子どもも110番の家 ●遠足時の安全	●雨天時の安全な過ごし方 ○安全なプールの利用の仕方	●自転車乗車時の安全 ●夏休み中の安全な過ごし方 ●落書き	●運動時の安全な服 ○校庭や屋上の安全な歩き方	●暖房器具の安全な使い方 ○冬休み中の安全な過ごし方	●おはしもの約束 ○災害時の安全	●自転車に係わる歩道踏雪道の安全な歩き方	●1年間の反省 ○けがをしない時間と場所		
級活動	高学年	●通学路の確認 ●交通事故から身を守る ●身の回りの犯罪 ●子どもも110番の家	●休憩時間の事故とけが ●防犯にかかわる人たち ●交通機関利用時の安全	●休憩時間の事故とけが ●防犯にかかわる人たち ●交通事故から身を守る ●身の回りの犯罪 ●子どもも110番の家	●自転車の点検と整備の仕方 ●電車、バスの乗車時の事故とけが ●校庭での安全な遊び	●運動時の事故とけが ●校庭や屋上で起こる事故の防止	●暖房器具の安全な使い方 ○冬休み中の事故とけが ●落書き	●災害時の安全な用品 ○冬休み中の事故とけが ●落書きの危険	●自転車の点検と整備の仕方 ●電車、バスの乗車時の事故とけが ●校庭での安全な遊び	●災害時の安全な用品 ○冬休み中の事故とけが ●落書き	●災害時の安全な用品 ○冬休み中の事故とけが ●落書き	●交通ルールと意識 ●灾害時の事故とけが
安全指導	低学年	代委員会 委員会開始対面式	・クラブ活動開始	・委員会活動	・運動会	・クラブ活動	・委員会活動	・地区児童会	・地区児童会	・地区児童会	・地区児童会	・地区児童会
育成指導	中学生	地区児童会	・遠足 ・体力テスト ・心肺蘇生法講習会	・緊急時避難訓練 ・アーリ開き ・キャンド	・地区児童会 ・火災避難訓練	・地区児童会 ・火災避難訓練	・区民体育祭 ・交通安全運動	・運動会	・運動会	・運動会	・運動会	・6年生を送る会
対人管理	小学年	安全な通学の仕方 ・安全点検年間計画の確認	・固定遊具の安全な使い方 ・器具の安全確認	・自転車乗車時の安全 ・夏季林業中の安全点検	・自転車乗車時の安全 ・夏季林業中の安全点検	・自転車乗車時の安全 ・夏季林業中の安全点検	・安全な避難の仕方 ・安全な避難の仕方	・安全な避難の仕方 ・安全な避難の仕方	・学校内の危険箇所の点検、警備	・災害時の安全な身のこし方	・道路標識の種類と意味	・1年間の人的管理の評価
対物管理	高学年	・安全な通学の設定 ・通学路の安全確認	・諸施設の点検、整備	・夏季林業中の安全点検	・夏季林業中の安全点検	・夏季林業中の安全点検	・防災用具の点検、警備	・安全な施設の整備	・学校内の危険箇所の点検、警備	・災害時の安全な身のこし方	・道路標識の種類と意味	・1年間の人的管理の評価
安全管理	地区児童会	・春の交通安全運動 ・春季点検	・校庭外の整備	・秋季交通安全運動 ・学校安全(保健)委員会	・秋季交通安全運動 ・学校安全(保健)委員会	・秋季交通安全運動 ・学校安全(保健)委員会	・PVA安全(保健)委員会	・PVA安全(保健)委員会	・地区児童会	・地区児童会	・地区児童会	・地区児童会
学級会議	活動	・春の交通安全運動 ・教職員、保護者の街頭指導等	・校外における児童の行動問題、情報交換 ・地図生活指導等	・地域生活指導情報 ・地図生活指導等	・地域生活指導情報 ・地図生活指導等	・地域生活指導情報 ・地図生活指導等	・PVA安全(保健)委員会	・PVA安全(保健)委員会	・地区児童会	・地区児童会	・地区児童会	・地区児童会

### ③ 緊急時避難訓練

1. 日時 11月12日(火) 9:35~10:20  
事前指導

避難開始(放送開始)

事後指導

2. 目的 緊急時を想定し、速やかに、かつ安全に避難出来るように訓練を行う。ただし、児童に対して不安感をあおることがないように配慮する。

### 3. 組織

① 総 指 挥 校長

② 安全確保係  
安全確保担当の担任及び教務主任

・安全確保担当の担任が中心になり、運動場に避難させる。  
(安全確保の担当以外の教師はクラスの出席人数を学年の安全確保担当に告げた後、現場に急行し救援にあたる)

③ 侵入者対応係 教頭、侵入者対応担当の担任

・事故(事件)発生現場の児童が安全に避難できるよう救援に行く。状況に応じて脚立やはしご、椅子等身を守れるものを持って現場に急行する。(決して立ち向かおうとはしないこと。あくまでも児童が安全な場所まで避難するための援助である。)

④ 報知連絡係 教頭

・緊急事故(事件)の発見と同時に警察署、市教委、学校医、などに急報するとともに、情況に応じた手段で全員に知らせる。

⑤ 救 護 養護教諭、事務職員1

・救急バッグを持って出る(養護教諭)

⑥ 記 録 事務職員2

### 4. 実施事項

- ※ 児童を事故(事件)発生場所から安全な場所に避難させること。
- ※ 警察が到着するまでの(平均約6分間)、児童が被害に遭わないように時間稼ぎをすること。(決して立ち向かおうとは思わないこと。)

④ 防災教育指導展開例

① 授業中に地震が発生した時

主　題　名	普通教室で地震が発生したとき	
主題設定の理由	普通教室で授業中に地震が発生したとき、児童生徒は自分勝手な行動をとったり、教室全体がパニックに陥ることが考えられる。このようなことを防ぎ、地震に対して適切に対処し、自らの安全を確保できる能力を身に付けることができるようこの主題を設定した。	
指導のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時に起こる現象と集団行動の大切さを理解できるようにする。</li> <li>・初期激震時の適切な対処の方法について理解できるようにする。</li> <li>・初期行動と避難行動の基本的な方法について理解できるようにする。</li> </ul>	
指　導　事　項	学　習　活　動	指　導　上　の　留　意　点
大地震の様子	1 地震発生時に起こる様々な現象について話し合う。 (1) 阪神・淡路大震災の写真集 (2) 児童生徒の体験作文 (3) 大地震の話 (4) 教室内の掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いたずらに恐怖心をかりたてるのでなく、地震の際、自らがとるべき行動を理解できるようにする。</li> <li>・被害の状況や地震の実態等の資料は発達段階に即した理解しやすいものを使用する。</li> </ul>
地震発生時の行動	2 教室内で被震したときの初期行動について話し合う。 (1) 教室内の危険とその対処について話し合う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・机の下にもぐり、机の脚をつかむ。</li> <li>・窓際から中央へ移動する。</li> <li>・座布団、カバン等で頭を覆う。</li> <li>・大きな揺れは長くても2分以内である。</li> </ul> (2) 避難行動について話し合う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口を確認する。</li> <li>・指導者の指示により、慌てず行動する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本となる行動や態度について理解できるようにする。</li> <li>・使用している教室内の落下物や倒壊による危険物を、チェックできるようにする。</li> <li>・初期行動の具体的方法を話し合わせる。</li> <li>・集団行動の大切さを理解できるようにする。</li> <li>・避難経路での危険や避難行動中の留意点について話し合い、まとめることができるようする。</li> </ul>
評　価	1 児童生徒一人ひとりが実際に地震を想定し、地震の恐ろしさと集団行動の大切さを理解できたか。 2 基本的な初期行動と避難行動を理解できたか。	

② 休憩時間中に火災が発生した時

主　題　名	休憩時間中に火災が発生したとき	
指導のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩時間中に火災が発生したときの適切な避難方法について理解できるようとする。</li> <li>・防火施設・設備の配置場所やその機能を理解させ、火災発生時に消火器等を正しく使用できる能力を身に付けることができるようとする。</li> <li>・防火施設・設備の重要性を理解できるようとする。</li> </ul>	
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路図</li> <li>・防火施設・設備の配置図</li> <li>・学年・学級旗</li> </ul>	
指導事項	学習活動	指導上の留意点
<b>避難の方法</b> ・避難経路と避難場所	1 休憩時間に火災が発生したときの避難方法を理解する。 (1) 避難経路・避難場所を知る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室</li> <li>・廊下</li> <li>・便所</li> <li>・運動場</li> <li>・中庭</li> </ul> (2) 避難の基本行動について話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路・避難場所を具体的に確認できるようとする。</li> <li>・身体・生命の安全確保のために次のこと留意できるようとする。            ◇放送及び指示を最後まで聞く。            ◇あわてずに指示に従う。            ◇「おしたりはしつたり、しゃべったり」せずに避難する。            ◇煙の有害性について理解する。         </li> </ul>
<b>防火施設・設備の場所と機能</b>	2 防火施設・設備についての説明を聞く。 (1) 配置場所 (2) 機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火施設・設備の重要性を理解できるようとする。</li> </ul>
<b>避難場所</b>	3 火災を想定した避難訓練を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が活動している場所から避難場所までの避難の方法について理解できるようとする。</li> </ul>
<b>評価</b>	1 活動場所からの避難方法をよく理解し、的確に行動できたか。 2 防火施設・設備の重要性を理解できたか。 3 消火器の正しい使い方が理解できたか。	

③ 大雨や強風の時

主　題　名	大雨や強風のときの安全な通学	
主題設定の理由	大雨や強風のとき、日常の生活からは想像もできない危険が生じる可能性がある。これらの危険から適切に避難できる能力を養うとともに、通学方法の適切な変更等、安全な登下校の方法を身に付けることができるようこの主題を設定した。	
指導のねらい	風や雨の強い時、通常の通学路や通学区域で予想される危険に対し、安全を確保する方法を理解できるようにする。	
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校周囲の状況や児童生徒の通学路の状況、通学方法についての調査</li> <li>・通学区域によるグループの編成</li> <li>・校区地図（全体のもの、区域別のもの）</li> <li>・風水害に関するビデオテープ、スライドなどの視聴覚教材</li> </ul>	
指　導　事　項	学　習　活　動	指　導　上　の　留　意　点
災害の様子	1 風水害のVTRやスライドを見る。	・災害の種類と影響を理解できるようにする。
危険の予測と安全行動	2 風や雨の強いときに起こり得る危険と安全な行動について話し合う。	・様々な危険やそれを安全に回避する行動を考えることができるようにする。
危険箇所の確認	3 危険が潜む箇所を考え、グループ別の校区地図に印をつける。 4 危険箇所をグループごとに発表する。	・グループが通る所だけでなく、一人で通る所についても話し合わせる。
危険からの回避と避難場所	5 地域で一時的に避難できる所を話し合う。  指定避難場所を確認する。	・潜在危険を理解できるようする。 ・一時的に避難することの大切さを気付くことができるようする。
家庭への連絡と確認	6 避難のとき注意することを話し合う。  7 家庭、保護者への連絡方法と通常の通学方法の確認をする。  8 緊急下校時の対策を考える。	・避難方法を理解できるようする。  ・連絡方法を確認できるようする。
評　価	大雨や強風のときに発生する危険を知り、危険箇所を予測し、安全に通学するための方法及び避難方法を理解できたか。	

## (6) 水泳指導 安全マニュアル

### 1. 入泳前 (定期的に排水溝のボルトの点検を保健体育部で行う)

- ①水泳中の怪我を防ぐために手足のツメを切ったり、髪の毛のピンをはずす。
- ②用便はすませておく・・・膀胱に尿がたまっていると70kg以上もある水圧に押され腹痛をおこすこともある。

### 2. 準備運動時

- ①準備運動は、身体各部位についておこない、特にけいれんを起こしやすい足の運動を入念にする。腕立て伏せ、スクワットジャンプ等により、胸内圧を徐々に高めるようにする。

### 3. シャワー時

- ①シャワーでは、水泳帽子をとり、心臓から遠い部分からぬらし、体内の器官を水に慣れさせる。そして、口を開けて呼吸をしながらシャワーをあびる。

### 4. 入泳時

- ①入水前、入水時、入水後の人数確認を徹底する。(バディ)
- ②手足、頭、背中、胸の順に心臓から遠い部位からぬらし徐々に入る。
- ③入った後、すぐに泳がせるのは大変危険であるので、頭までかかるボビング(水中にもぐり息を吐き出す)や、静かに浮くなど、水中で準備運動をしつかりして身体が水に慣れるようにする。
- ④水(水の冷たさなど)を体感させたら一度上がらせて健康観察をする・・・心臓マヒの約90%は、一回目の入泳直後に起こっている。

### 5. 指導時

- ①異常を発見した時は、直ちに水から上げ、応急措置をとる。ただし一人で保健室に行かせることのないようにする。(呼吸停止や心臓停止の場合は、心肺蘇生をおこなう。同時にAEDや救急車の要請をする。)
- ②泳いでいるときは、鼻で呼吸をしないように指導する・・・鼻で水を吸った時、水が耳管を通って内耳を直撃し、平衡感覚を失ってしまうので充分気をつける。
- ③自由遊泳の時に一番事故がおこりやすい・・・児童把握を徹底する。(プール内に1名、プールサイドの対角線上に2名の教師が立つ。)

## 6. 指導終了後

①人数確認と体調のチェックの徹底。

## 7. 指導時に起こりやすい”筋肉けいれん”（こむらがえり）

①けいれんを起こした足の膝（ひざ）を伸ばし足の指をつかんで足の先を強く上にそらして曲げるようとする。けいれんがなおるまで続ける。

## 8. 水の事故防止

①学校プールでの事故は、心臓マヒで処理されることが多かったが、実は、泳ぎの達者な小・中学生のうち4分の3までが鼻孔から吸い込んだ水が耳管を通って中耳に流れ込み中耳の内圧が上昇して出血、急性循環不全を起こし、内耳機能障害が発生し、上下の平衡感覚が失われたり、手足の震えなどが生じたため溺れたということがわかつってきた。

②かぜ気味の場合は水泳をしないこと。（耳管から鼓室に水が入りやすい）耳鼻咽喉科領域に疾患のある場合は水泳をしない。（神経系の総合的反応鈍麻があり、耳管から水が入りやすい。また、急性循環不全をおこしやすい。）  
水泳中は、口から吸気し、鼻から呼気を出すように呼吸すること。（鼻から水を吸い上げると耳管から鼓室に水が入りやすい）口から吸い、鼻から吐く呼吸の技術指導の徹底。外耳に耳栓をするより、鼻栓のほうが有効である。鼻口部より誤って水を吸い、気分が悪くなつた場合は、直ちに水泳を中止し水から出る。

## 9. 着衣泳

実施学年：6年生

①目標  
・着衣では体が重く感じ、泳ぎにくく、体が自由に動かせないことを知る。  
・着衣のまま水に落ちた時の対処法を知る。  
・着衣のまま長い時間浮き、自分の命を自分で助ける方法を知る。

②準備・・・できるだけいろいろな服装を用意する。（すべて洗濯済みのもの）  
くつも用意。（今のくつは軽くするために水に浮きやすい素材でできている。  
=ぬれても大きな浮力がある。）  
ペットボトル、ランドセル、買い物の袋、リュックなど普段から身のまわりにあるものを用意する。

③具体的な指導

1. 準備運動（水着で）
2. シャワー
3. 説明を聞いた後、持ってきた服を着る。

#### 4. 水に入る・・・後ろ向きで入る。

水中を歩く。

水着のように泳げるか泳いでみる。(泳ぎづらいことを体験する)

渦巻(流れのある場合も体験させる)

#### 5. 泳ぐよりまず浮くようにする。

買い物の袋、ペットボトル、ランドセル、リュック(本、服を入れて)を持って浮いてみる。他に浮く方法を考える。=服に空気を入れる。

《そういう人を自分が見つけたら、必ず他の人に「助け」を求めて、何か浮くことの出来る物を投げ込む。(上記の他に、縄、棒などもよい)》

#### 6. 背浮き

留意点=つま先や手首が水面に出るようにする。腕をパンザイの形にする。

#### 7. 着衣平泳ぎなど(自分にあっている泳ぎを見つけよう)

#### 8. 背中から水に入る。(不意に落ちたときを想定)

#### 9. 背浮きからエレメントバックストローク(背浮きをしてイカのよう泳ぐ泳方)

#### 10. まとめの話、整理運動

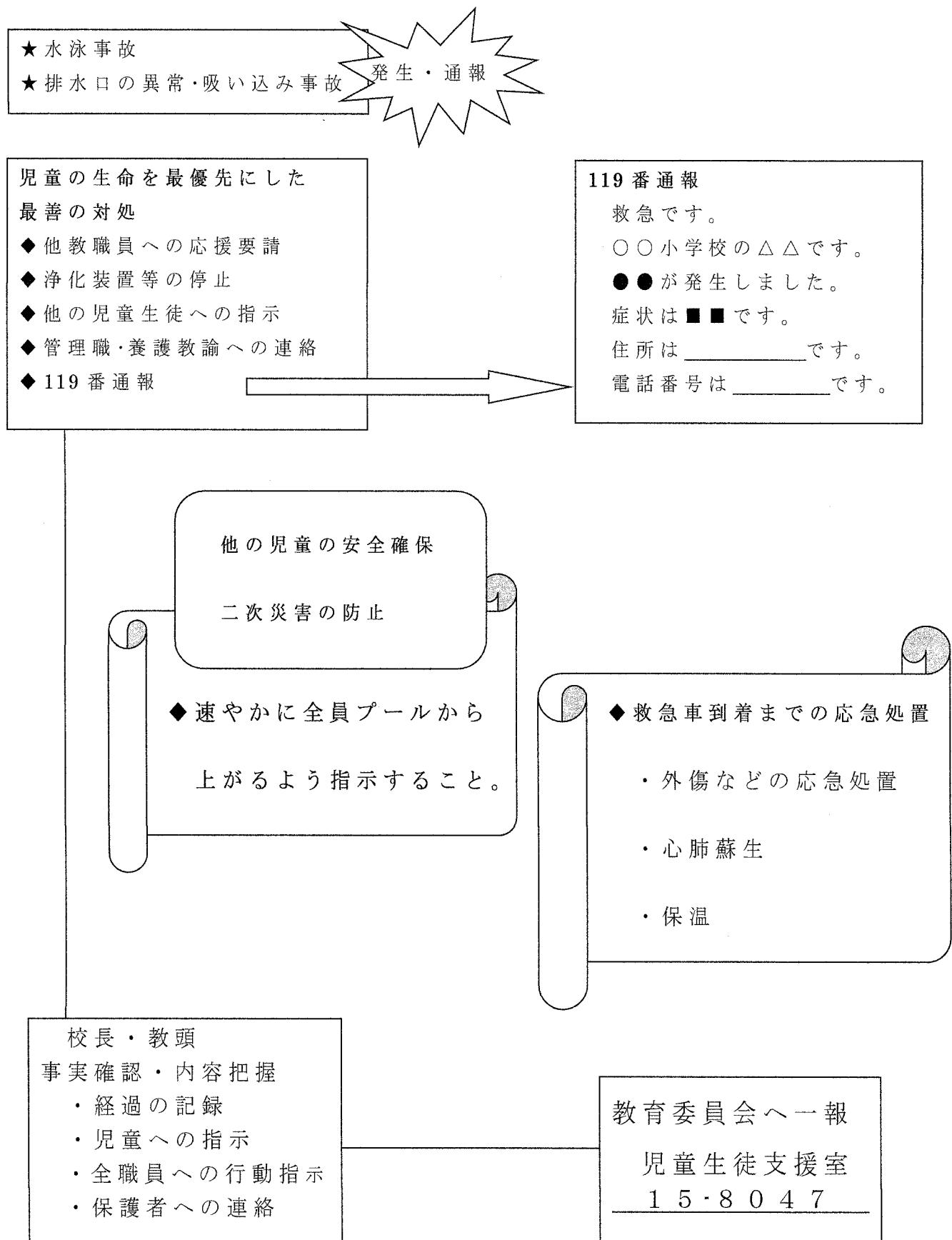
#### 11. シャワー

#### 12. 後片付け

#### 10. 施設・管理運営関係について

- ①毎年度プール使用開始前に、プール排(環)水口の蓋のネジ・ボルト等での固定状況及び排(環)水口の吸い込み防止金具等の設置状況について調査点検を行う。
- ②排(環)水口の蓋等の固定状況については、目視のみによる確認でなく、必ず触診及び打診等により、蓋等の欠損、変形、ボルト等固定部品の欠落・変形がないかを確認する。
- ③固定部品等の欠損等があれば、保健体育部で迅速に対応する。
- ④調査点検の結果を、枚方市役所施設整備室まで別様式により早急に報告を行う。
- ⑤プール使用期間内のプール水を入れ替え時においても、上記と同様の調査点検を行う。
- ⑥プール使用時においては、事故防止のための監視体制の充実を図る。
- ⑦プール使用中に、排(環)水口の蓋等がはずれた状態を発見したときには、直ちにプールの使用を中止し、対応策を講じる。
- ⑧プール使用期間中は、プールに関連するその他の施設・設備についても、常時安全確認を実施する。
- ⑨吸い込み事故等が発生した場合は、直ちにろ過装置の運転を止める。
- ⑩「11.緊急時の初動マニュアル」等に基づき迅速に対応する。

# 緊急時の初動マニュアル



## (7) 理科室内で緊急事態が起きたときの対応

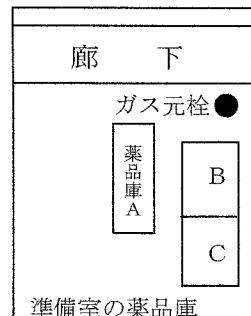
1 保管・管理 盗難防止と児童の事故防止の為、外部から侵入できないようにするとともに、保管場所への児童の立ち入りを禁止する。

① 理科室・準備室の鍵

- (a) 理科室入り口
- (b) 理科室の中から準備室へ入るドアと準備室の薬品庫（3カ所）
- (c) 準備室入り口（廊下から）
  - ・鍵の保管場所 (a) 職員室の鍵掛け  
(b) (c) 教頭後部の鍵掛け

② 薬品使用プリント

薬品を使用したときは、薬品庫Aの上に置いてあるプリントに記入する。  
それを担当者が毎月、薬品台帳に記入する。



③ 薬品が紛失したとき

直ちに校長先生に報告し、原因を究明する。

④ 廃液の処理

酸・アルカリと重金属イオンを含む水溶液を夫々別の容器に入れる。  
年に1度、業者が回収に来る。

⑤ ガスの元栓

位置と操作方法の確認。

2 火災 児童の安全確保を最優先する。

① 理科室より出火

- (a) 児童の安全を確保して、児童を安全な所に避難させる。
- (b) 非常ベルを押し、近くの引火性、可燃性物を除去する。
- (c) 化学消化器や砂などで消火する。（油などには、水は危険）
- (d) 火災が薬品の保管場所に波及するかどうか確認し、薬品の移動が可能な場合は速やかに安全な場所に移動させる。

② 理科室以外から出火した場合

- (a) 児童の安全を確保して、児童を安全な所に避難させる。
- (b) 理科室に波及しそうなとき、引火性、可燃性物を移動して、化学消化器で消化する。
- (c) 準備室に波及しそうなとき、引火性、可燃性物を移動して、化学消化器で消化する。

### 3 地震 児童の安全確保を最優先する。

- ① ガスバーナーを使っていたとき。
  - ・ 素早く消火する。ガスバーナーは元栓も締める。
  - ・ 児童を机の下にいれて、揺れがおさまるのを待つ。
- ② 保管・管理している薬品
  - ・ 倒れたり、漏れたりしていないか確認する。
  - ・ 薬品の流出を発見したときは、直ちに流出を止める。

### 4 実験中に起きた事故（訓練）

- ・ 児童にけががないか、確認する。
- ・ 救急処置を行う。
- ・ 第2の事故が発生しないように配慮する。
- ・ 二次被害が起こらないように配慮する。  
こぼれた薬品はゴム手袋をつけて、雑巾で拭き、その雑巾をビニール袋に入れて、適切な場所に廃棄する。

#### 訓練① ガスバーナーが倒れ、引火したら。

- (1) けがややけどをしている児童がいないか確認する。
- (2) ぬれた雑巾をかけ火を消す。倒れたガスバーナーを片付ける。
- (3) 他の児童を落ち着かせるように指導し、安全なところに避難させる。

#### 訓練② 水酸化ナトリウムの粒（水溶液）を机の上にこぼしたら。

- (1) 児童が素手で触らないように注意する。触ったときには、流水でよく洗い流させる。
- (2) 児童をこぼれた場所から遠ざける。
- (3) 素手で触らず、ピンセットや雑巾（水溶液）で処理する。  
※ ①②を何度か訓練する。  
※ 訓練の後、この用紙を理科準備室の壁に掲示しておく。

### 事故発生時の措置

- 1 救急措置を行う。
- 2 校長（教頭）に報告する。
- 3 救急車を要請する。 072-852-9800 119
- 4 病院・家庭・関係機関に連絡する。  
職員室の養護教諭の机にある救急箱の前に、救急指定病院・診察時間・休診日・所在地電話番号を記入したものが置いてある。

教育委員会	050-7105-8047
枚方警察	072-845-1234
枚方保健所	072-745-3151
- 5 搬送する。  
トンボタクシー 072-844-0818  
日本タクシー 072-846-5151
- 6 対応処置を記録し、報告する。

## (8) 緊急情報（Jアラート）が発信された際の対応

「弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛け」の時点で、すぐに校舎内に避難する。

「ミサイルが○○地方に落下した可能性がある」等の情報があった場合は、追加情報の伝達があるまで校舎内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集する。また、行政からの指示があればそれに従って落ち着いて行動する。

もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲等が異なりますが、次のように行動する。

- 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
- 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

### 様々な場面における避難行動等の留意点

先に記した避難行動を基本として、学校の状況や児童生徒等のいる場所に応じて適切な避難行動をとる。

#### 学校にいる場合

##### 【校舎内の対応例】

例えば、弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、教室内で窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入つて頭部を守るように指示する。

##### 【校舎外の対応例】

例えば、校庭での授業中の場合であつて、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。

#### 校外活動中の場合

- 屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難する。
- 校外活動に際しては、学校として、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておくことが求められる。
- 野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携行することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事案が発生した場合の避難を念頭においていた下見を行うことなど場所に応じた対応を予め考えておく。
- 児童生徒等に対しては、こうした検討を踏まえ、例えば、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておく。

#### 登下校中の場合

- 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておく。

#### 児童生徒等が自宅等にいる場合

- 児童生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保する。こうした行動ができるよう予め指導しておく。

※枚方市を中心とした一定距離圏内また大阪府域に落下の場合は、登校前の場合は臨時休業